

介護保険サービス利用に係る医療費控除について

介護保険の介護サービスを受けた時の費用について、確定申告により医療費控除が受けられる場合があります。医療費控除を受けるには、サービスを受けた事業所の領収書が必要となりますので、サービス利用料を支払った時は、必ず領収書を受け取ってください。

医療費控除の取扱い	サービス種類
医療費控除の対象	訪問看護
	介護予防訪問看護
	訪問リハビリテーション
	介護予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	介護予防居宅療養管理指導
	通所リハビリテーション
	介護予防通所リハビリテーション
	短期入所療養介護
	介護予防短期入所療養介護
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
～ のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	訪問介護（生活援助中心型を除く）
	夜間対応型訪問介護
	介護予防訪問介護
	訪問入浴介護
	介護予防訪問入浴介護
	通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	介護予防通所介護
	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護	
医療費控除の対象 （食費、居住費、利用者負担の支払額の2分の1）	介護老人福祉施設
	地域密着型介護老人福祉施設
医療費控除の対象外	認知症対応型共同生活介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護
	特定施設入居者生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
介護予防福祉用具貸与	

確定申告や医療費控除の相談等については、税務署（221-3261）にご相談ください。